

「養護学校高等部の教育課程に関する研究」

～ 知肢併設養護学校における教育課程の作成を通して～

石川県立明和養護学校 鋪村 暢代

1. 主題設定の理由

平成15年3月に文部科学省の調査研究協力者会議より「今後の特別支援教育の在り方」が示され、障害種別の枠にとらわれない新しい学校制度「総合養護学校」の設置が推進されることとなった。新しい学校になっても同じ敷地内にいるだけで何の接点もないのは、別々に建っていた今までとほとんど変わらず、総合養護学校を設置する意味に乏しいと考えた。何らかの積極的な意義を見つけるためには、知的障害と肢体不自由が出来るだけ合同で学習する場面を設けることが必要である。本研究では、知的障害と肢体不自由が合同で学習することを前提とし、高等部においてどのような教育課程を編成することが望ましいのかを探る。

2. 研究の目的

知肢併設養護学校において、知的障害と肢体不自由が合同で学習する意義を見出し、その効果的な教育課程の編成の在り方を探る。

3. 研究の内容・構成について

知肢併設養護学校の教育課程を考察するために、学校要覧調査と学校見学（方法1）、仮想データによる教育課程作成（方法2）、実践授業（方法3）の三つの方法により研究を行う。

4. まとめ

障害種をこえ知的障害と肢体不自由の二つが合わさり、合同に学ぶ意義は、「社会性を育てるための集団活動の機会が多く得られること」「障害特性に応じて総合的・専門的な教育

を受けることができること」の2点であった。具体的には、双方に 集団の確保と維持 自立活動の充実 教科の内容の充実、をもたらすと考えられる。また、知肢が相互関与するための教育課程の編成法として、指導内容の整理 類型数と学習グループ 時間割りの工夫 授業形態の配慮が考えられる。指導内容や類型及び、学習グループを工夫することにより、多様な学習グループを確保することが、知肢の相互関与する授業につながる。総合養護学校になった場合、障害種が重複化しているからこそ、ひとつの障害だけではなくあらゆる障害の深い専門性を持った教育が必要とされる。その専門性をどの子どもも受けられる「システムづくり」を具体的に考えていくことが必要だと思われる。

